

大木町貯水槽水道管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大木町水道事業給水条例第34条及び第35条の規定に基づき、貯水槽水道設置者への指導、助言並びに利用者等への情報提供について、必要な事項を定めることにより、貯水槽水道の適正な管理及び水質の確保を目的とする。

(基本方針)

第2条 貯水槽水道の管理は、貯水槽水道の設置者が自ら責任をもって行うものであり、水道事業管理者（以下、「管理者」という）は、この要綱の目的を達成するため、設置者の協力のもとに指導、助言を行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 貯水槽水道

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。

(水道法第14条第2項第5号)

(2) 設置者

貯水槽水道の所有権を有するものまたは権利権限を有する者をいう。

(3) 貯水槽

受水槽、高置水槽、圧力水槽をいう。

(4) 衛生行政

福岡県久留米保健福祉環境事務所をいう。

(責務)

第4条 貯水槽水道の管理に関して設置者及び管理者の責務は次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 貯水槽水道設置者の責務

設置者は、大木町水道事業給水条例第35条に定めるところにより、水道を管理するとともに、この要綱に基づいて行われる管理者の指導に協力するものとする。

(2) 管理者の責務

管理者は、この要綱の適正な運用に努めなければならない。

2 衛生行政との連携

管理者は、この要綱に基づいてその業務を円滑遂行できるよう衛生行政との連携を密にするよう努めるものとする。また、給水の停止等の措置については衛生行政において行うものであり、管理者はこのような措置はとらないものとする。

(平常時の措置)

第5条 貯水槽水道の平常時の管理に関して、設置者は、次の各号に掲げる措置をとるよう努めるものとする。

(1) 貯水槽水道を設置したときは、様式第1号により、変更または廃止したときは様式第2号により、速やかにその旨を管理者に届け出ること。

(2) 貯水槽の周囲を常に清潔に保つこと。

(3) 貯水槽水道の損傷等の有無及び状況等について、定期的に点検を行うこと。

(4) 末端給水栓における水の色、濁り、臭い及び味等の異常が判明したときは直ちに衛生行政及び管理者に連絡してその指導を受けること。

(5) 水質検査を1年以内毎に1回、定期に行うこと。

(6) 貯水槽の清掃を1年以内毎に1回、定期に行うこと。

- (7) 貯水槽水道は、清浄な飲料水を供給するのに支障のない適切な構造設備とすること。
- (8) 貯水槽水道の管理等の状況を管理者に対して1年以内ごとに1回、報告を行うように努めること。

2 管理者は、貯水槽水道について次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 設置者に対して第5条第1項に規定するもののほか、管理に必要な指導を行うこと。
- (2) 貯水槽水道台帳を作成し、これを作成し保管すること。
- (3) 設置者に対して貯水槽水道の管理に関し必要な報告を求め、管理状況を把握すること。
- (4) 貯水槽水道の管理の充実を図るために必要に応じて現地調査を行うこと。
- (5) 貯水槽水道の管理に関する利用者の相談に応じるとともに、正しい知識の普及を図ること。
- (6) 貯水槽水道設置者に対して適切な管理を行うよう、毎年1回の啓発に努めるものとする。
- (7) 貯水槽水道利用者等から給水栓での水質検査について依頼があったときは速やかに検査を行い、その結果を通知するものとする。
- (8) 第7号の規定に基づく水質検査の結果、異常があると認めた場合は、貯水槽水道設置者の同意を得て、貯水槽水道立入り調査表（様式第3号）により立入り調査を行い、調査結果を設置者に通知するものとする。また、立入り調査の結果、施設に問題があると認められる場合には、衛生行政に通知するものとする。

(汚染事故発生時の措置)

第6条 設置者は、貯水槽水道に汚染事故（以下「事故」という。）が発生し飲料水が汚染されたとき、又は、そのおそれがあるときは、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 直ちに衛生行政並びに管理者に通報すること。
- (2) 当該貯水槽水道の利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止、使用制限等の措置を講じること。
- (3) 速やかに汚染の原因を除き、当該貯水槽水道の復旧を図ること。
- (4) 給水停止等の措置をとった場合は、代替水の確保に努めること。
- (5) 当該貯水槽水道が復旧した後は、水質検査を行って飲料水の安全を確保してから給水を開始すること。

2 管理者は、設置者より事故発生の通報を受けたとき、又はそのおそれがあるときは次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 汚染調査又は水質検査の結果、必要があると認めた場合は第6条第1項の規定に従って、適切措置を講じるよう、当該貯水槽水道の設置者を指導すること。
- (2) 事故の内容を的確に把握すること。
- (3) 事故内容を衛生行政に連絡し、汚染調査、設置者に対する指導又は代替水の確保が円滑に行えるようにすること。

(その他)

この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附則

この要綱は平成16年4月15日から定める。

貯水槽水道設置届出書

大木町水道事業
大木町長

殿

届出者 住所

ふりがな
氏名

印

TEL

下記のとおり貯水槽水道を設置するため大木町貯水槽水道管理指導要綱第5条第1項第1号の規定により届出いたします。

設置所在地	三潞郡大木町大字		建物名称	
設置者	住所 氏名		TEL	
管 理 形 態	自主管理・委託管理（委託管理の場合は委託管理先を記入）			
	委託	管理責任者	住所 氏名 夜間連絡先	TEL TEL
	管	維持管理委託業者 （設備）	住所 氏名	TEL
	理	維持管理委託業者 （配管）	住所 氏名	TEL
	先	衛生管理業者 （水質・清掃）	住所 氏名	TEL
建物概要	主たる用途	共同住宅（戸）・個人住宅・事務所・店舗・学校・工場 病院・旅館・ホテル・その他（）		
	竣工年月	年 月	床面積	地上 階 m ² ・地下 階 m ²
設 備 概 要	受水槽	設置場所	屋内・屋外	床置き・地下式 槽数
		有効容量	有効容量 m ³	材質 FRP・コンクリート・ステンレス・その他（）
	高置水槽	設置場所	屋内・屋外	槽数
		有効容量	有効容量 m ³	材質 FRP・コンクリート・ステンレス・その他（）
	配管材質	鋼管・亜鉛メッキ鋼管・塩ビライニング鋼管・ビニール管・その他（）		
	その他	加圧ユニット：有（）・無 直結水栓：有（）・無		
原水種別	水道水・井水・その他（）			
備考	（貯水槽設置業者等を記入） 住所 業者名 TEL			

貯水槽水道変更（廃止）届出書

大木町水道事業
大木町長

殿

届出者住所

ふりがな
氏名

印

TEL

下記のとおり、貯水槽水道を変更（廃止）するので、大木町貯水槽水道管理指導要綱第5条第1項第1号の規定により届出いたします。

設置所在地	大木町大字	建物名称	
設置者	住所 氏名 TEL		
(変更・廃止) 年月日			
変更事項	変更前		
	変更後		
備考			

貯水槽水道立入り調査票

貯水槽水道番号

号

施設名称							
施設所在地							
管理責任者	管理形態	自主管理 ・ 委託管理					
	住所 氏名 TEL						
施設概要							
主たる用途	共同住宅（ 戸）・個人住宅・事務所・店舗・学校・工場・病院・その他（ ）						
建物階数	地上 階 ・ 地下 階						
受水槽	容量	m ³		材質	FRP・RC・ステンレス		
	設置場所	屋内・屋外 床置き式・地上式					
給水方式	高置水槽・圧力タンク・その他（ ）						
原水種別	水道水・井水・井水併用・その他（ ）						
管理状況							
管理項目	実施状況	記録の有無	特 記 事 項				
水槽等の定期清掃		有・無					
給水設備の月例点検		有・無					
水質検査の実施		有・無					
飲用水の外観検査		有・無					
残留塩素の測定		有・無					
施設図面の管理		有・無					
末端給水栓における水質検査							
採水場所							
色	味	濁り	臭気	残留塩素			
無色・あり ()	異常なし・あり ()	透明・あり ()	異常なし・あり ()	mg/l			
水槽等の外観検査							
設置場所	チェック内容	受水槽	高置水槽	構造 (その2)	チェック内容	受水槽	高置水槽
	設置状況及び周囲の状況				マンホールの状態		
構造 (その1)	清掃不良、物置化			内部状態	施錠		
	排水不良、床面滞留水				嵩上げ無、不足		
	汚水槽との隣接				密閉構造（さび付き、パッキン）		
	点検、清掃、修理等が安全で容易				水槽に附帯する管口部の状態		
	管理者以外が立入りできない構造				オーバーフロー管、通気管の防虫網		
	水槽の状態				オーバーフロー管、水抜管の排水口空間		
	破損、亀裂、漏水				満水警報装置の作動		
	汚染のおそれがある開口部				水槽内部の状態		
	容量過大				内部壁面の汚れ、清掃不良、さび等沈殿		
	内部の点検、清掃、修理等支障がない				異物、浮遊物、濁り、塗装の剥離		
水槽上部の状態			給水管以外の配管貫通				
水槽の蓋の直接上部の状態			揚水管の位置、吐水口空間				
汚染のおそれのある機器等の設置			設備及び給水管等の状態				
水溜り、ほこり等衛生上有害なものの堆積			クロスコネクション				
他の設備等（機械室、店舗、駐車場）			その他				
<p>凡例 良 <input checked="" type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/> 点検不能 <input type="checkbox"/> 該当せず <input type="checkbox"/></p>							
備考							